

平成27年 9月 吉日

職員の皆様

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## マイナンバー制度スタートに伴う住民票確認等のお願い

マイナンバー法（番号法）が、平成28年1月より実施されます。

実施に伴い、本年10月より日本国内に住民登録をしている全員（外国人の方も含む）に個人番号が付番され「通知カード」が簡易書留で郵送されます。

この「通知カード」の個人番号（マイナンバー）の送付は、平成27年10月の第一月曜日である5日時点で住民票に記載されている住民が対象となります。

早急に、現住所と住民票に相違がないか扶養家族も併せてご確認ください。もし、相違がある場合には「通知カード」が確実に受け取れるようにしてください。

到着した通知カードについては、今後、社会保険、雇用保険の手続きや年末調整等で後日、園に提出していただくこととなりますので、なくさないよう厳重に保管をお願いします。

収集した、職員及び職員の扶養家族の個人番号は、以下の目的で利用します。利用目的に変更がある場合には、速やかに、本人に通知します。

（個人番号の利用目的）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 雇用保険届出事務</li><li>② 健康保険・厚生年金保険・私学共済届出事務</li><li>③ 国民年金第3号被保険者届出事務</li><li>④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務</li><li>⑤ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務</li></ul> |
|--|

以上

くどう社会保険労務士事務所